飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、カウンター等への飛沫防止用のシートの設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、火災予防上の留意事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

１　火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること

２　自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないようにすること

　　(天井からシートを取り付けている場合は、天井から40cm以内に開口部を設ける)※1

３　必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討すること

◎ご不明な点がございましたら、消防本部予防課までお問い合わせくだ

さい　(内線475　℡64-0193)

※1 開口部の例 (天井に近い方が煙の通りがよい)

天井40cm